

土岐市の環境

土 岐 市

土 岐 市 の 環 境

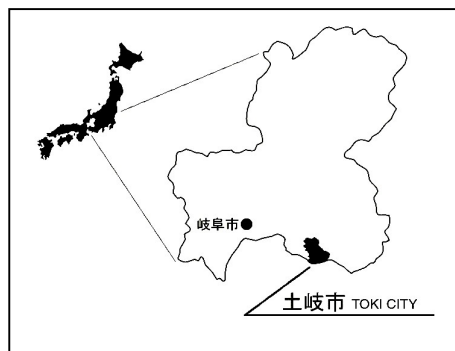
目 次

土岐市の概要	1
土岐市地球温暖化対策実行計画	4
不法投棄	7
廃棄物処理	8
大気環境の保全	12
水質汚濁	16
騒音・振動	17
悪臭	18
土壌汚染	18
ダイオキシン測定結果	19
その他	20
資料	

土岐市の概要

○位置

本市は、岐阜県の東南部に位置し、東は瑞浪市、西は多治見市及び可児市、南は愛知県瀬戸市、豊田市、北は御嵩町に接しています。名古屋市からは 40 km 圏にあり、鉄道で名古屋駅まで約 40 分の距離にあります。



○地勢

市域は、東西 14.16 km、南北 16.90 km、面積 116.16 km²で、その約 7 割を丘陵地が占めています。地形は南に高く北に低く、特に南部は急峻な山地となっています。中央部の丘陵地は陶土採掘や窯業用燃料として樹木を伐採したため、昭和初期にははげ山と化していましたが、その後約 50 年間にわたり治山事業が続けられ、現在は緑豊かな丘陵が取り戻されています。市街地は、北部を横断する土岐川流域及び支流の肥田川、妻木川流域の平坦部に開け、中央丘陵を環状に取り巻くように形成されています。

極東	曾木町蘭仙	東経 137° 16' 58"	北緯 35° 19' 03"
極西	泉町久尻	東経 137° 08' 40"	北緯 35° 22' 34"
極南	鶴里町柿野	東経 137° 12' 00"	北緯 35° 15' 06"
極北	泉町定林寺	東経 137° 11' 39"	北緯 35° 24' 14"
市役所の位置	土岐津町土岐口	東経 137° 11' 00"	北緯 35° 21' 09"
総面積	116.16 km ²		
市制施行	昭和 30 年 2 月 1 日		

○気温

令和 5 年	気 温 (°C)			降 水 量 (mm)
	最 高	最 低	平 均	
1 月	14.6	△ 5.9	3.0	25.5
2 月	15.9	△ 5.7	4.6	47.0
3 月	23.8	△ 2.4	10.8	109.0
4 月	27.1	0.7	14.2	133.0
5 月	32.7	5.2	18.6	197.0
6 月	32.2	10.9	22.4	411.5
7 月	37.0	20.0	27.0	56.0
8 月	35.0	19.6	26.8	124.0
9 月	33.1	22.0	27.1	83.0
10 月	25.8	4.7	16.0	105.0
11 月	25.0	0.6	11.4	76.0
12 月	19.6	△ 4.6	5.9	74.5

資料＝令和 6 年度土岐市統計書

○人口・世帯数の推移

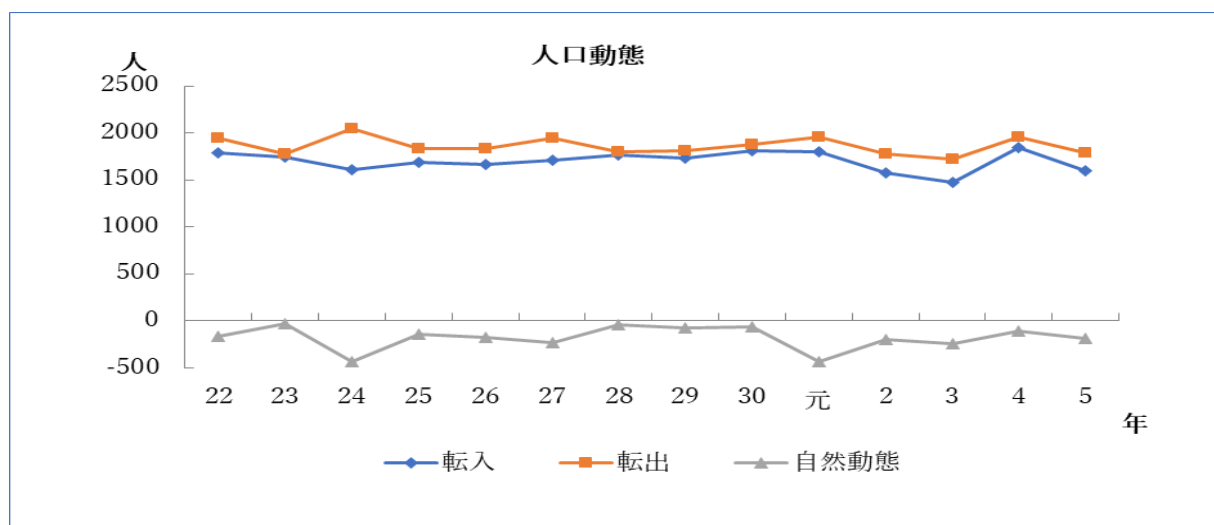
本市の人口は、平成 7 年には 66,620 人でしたが、それ以降は減少傾向にあります。人口動態を見ますと、平成 11 年以降は死亡者が出生者を上回る「自然減」、平成 17 年以降は転出者が転入者を上回る「社会減」となり、人口減少が進んでいます。

各年 1 月 1 日現在

年 次	世帯数	人 口(人)	男	女
1965 (昭和 40 年)	13,201	55,038	28,734	30,304
1975 (昭和 50 年)	15,832	63,324	30,784	32,540
1985 (昭和 60 年)	17,189	66,041	32,316	33,725
1995 (平成 7 年)	19,961	66,620	32,476	34,144
2000 (平成 12 年)	20,768	65,171	30,720	33,451
2005 (平成 17 年)	21,924	64,231	31,259	32,972
2010 (平成 22 年)	23,060	62,769	30,397	32,372
2015 (平成 27 年)	23,824	60,401	29,255	31,146
2020 (令和 2 年)	24,636	57,979	28,140	29,839
2021 (令和 3 年)	24,702	57,294	27,816	29,478
2022 (令和 4 年)	24,650	56,547	27,460	29,087
2023 (令和 5 年)	24,736	54,990	26,756	28,234

資料＝住民基本台帳人口

自然動態	-663 人	社会動態	-189 人
出生	270 人	転入	1,601 人
死亡	933 人	転出	1,790 人



資料＝令和 6 年度土岐市統計書

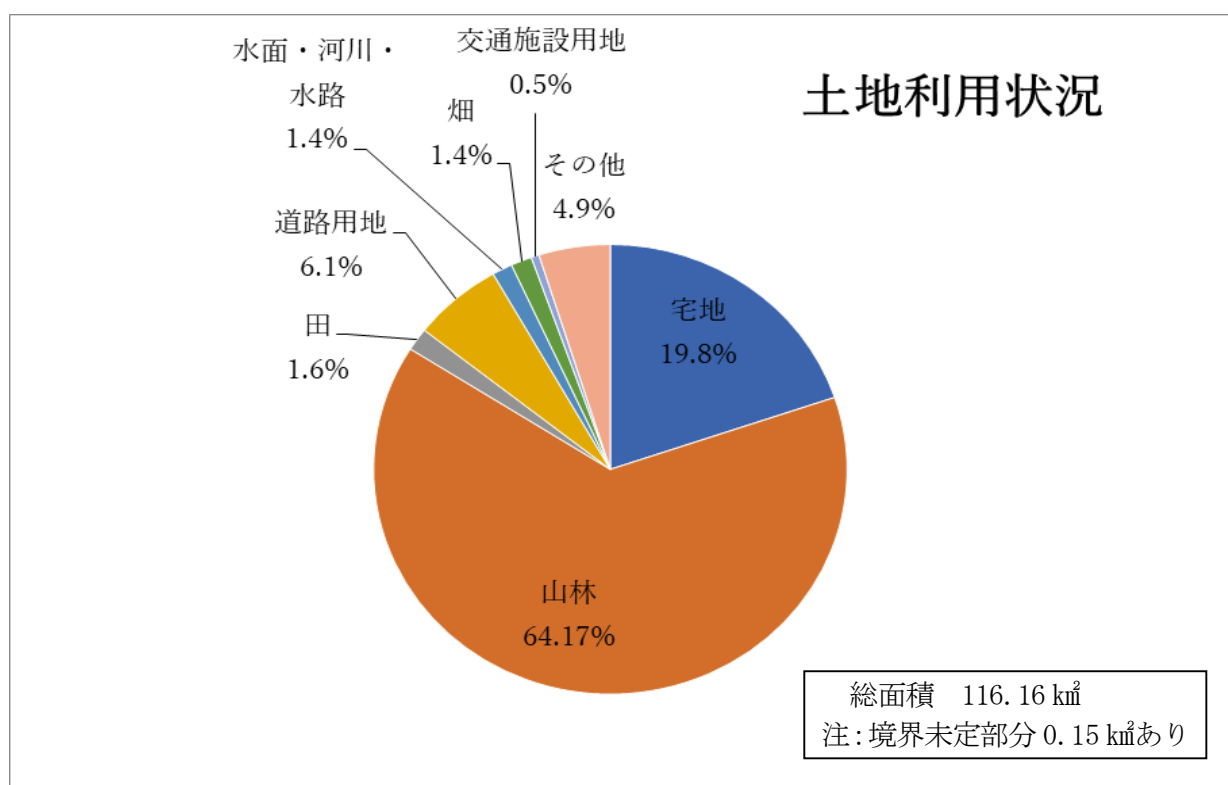
○産業別就業構造人口

本市は良質な陶土に恵まれ、古来から美濃焼の産地として栄えてきました。製造業に占める窯業・土石製品製造業の割合は、事業所数・従業員数のいずれにおいても全体の半数以上を占めています。しかし、近年はそのいずれも減少傾向にあります。

第1次産業 (農業)	第2次産業 (製造業・建設業)	第3次産業 (サービス業・卸・小売業等)	他に分類されない産業
0.8%	37.1%	60.5%	1.6%

資料＝国勢調査（令和2年）

○土地利用状況



資料＝都市計画課（基礎調査）

土岐市地球温暖化対策実行計画

本市では、温室効果ガスの排出量削減、そして脱炭素社会の実現のために一事業所の責務として取り組む「土岐市地球温暖化対策 第4次実行計画」を令和3年度に策定しました。

本計画では、国の「地球温暖化対策計画」における「業務その他部門」の削減目標である「基準年度比で約51%の削減」に準じ、本市における温室効果ガス総排出量の削減目標を、2030年度を目標年度とし、基準年度（2013年度）比で51%の削減としています。

○計画の対象施設

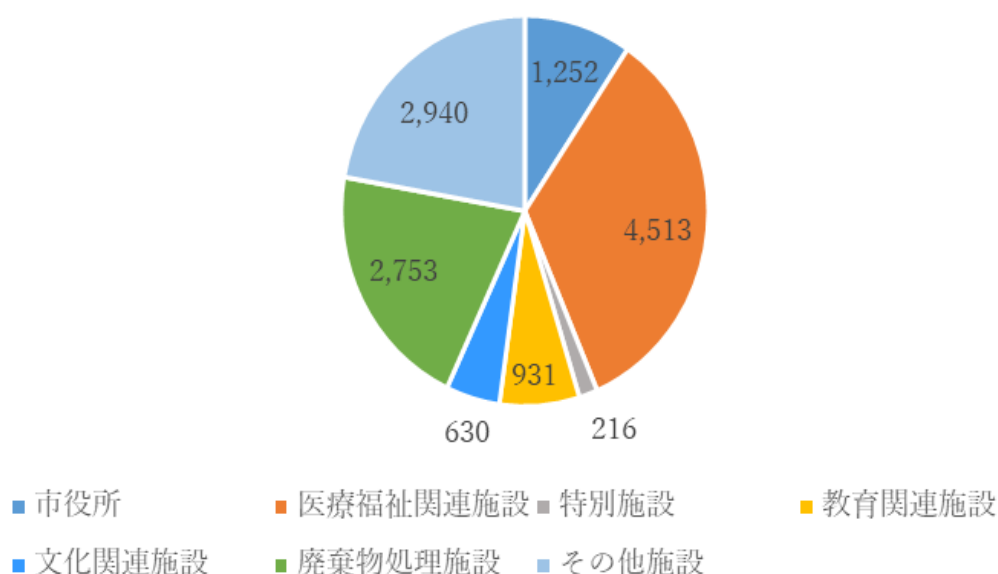
市が行う事務・事業及び市が管理する全施設を実行計画の対象としています。

活動内容については、施設における電気・燃料の使用ならびに公用車の走行による温室効果ガス排出量を対象とし、職員の努力以外によるものである一般廃棄物の焼却、下水処理及び笑気ガスの使用に伴う排出は目標の対象外としています。

○令和5年度温室効果ガス排出状況

令和5年度年間温室効果ガス排出量：13,236 t-CO₂

令和5年度温室効果ガス排出量



2012年度から令和5年度までの温室効果ガス排出量の年度推移は以下のとおりです。
 (各年度の排出量は、第4次実行計画の算定方法に統一し計算しています)

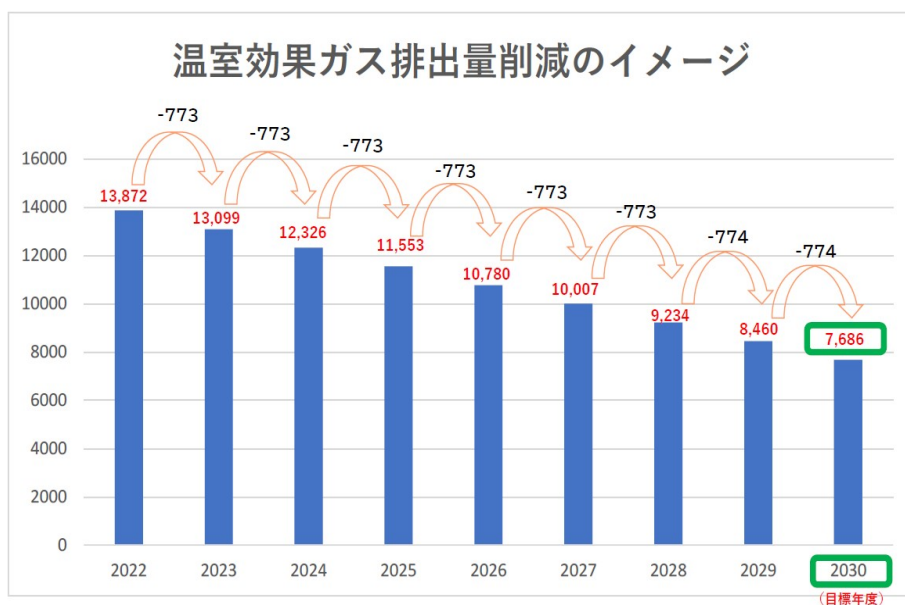


○目標達成に向けて削減すべき温室効果ガス排出量

本計画では、温室効果ガスを2030年度までに2013年度（基準年度）比で**51%削減**することを目標としています。つまり、2030年度には**7,686 t-CO₂**まで削減する必要があります。

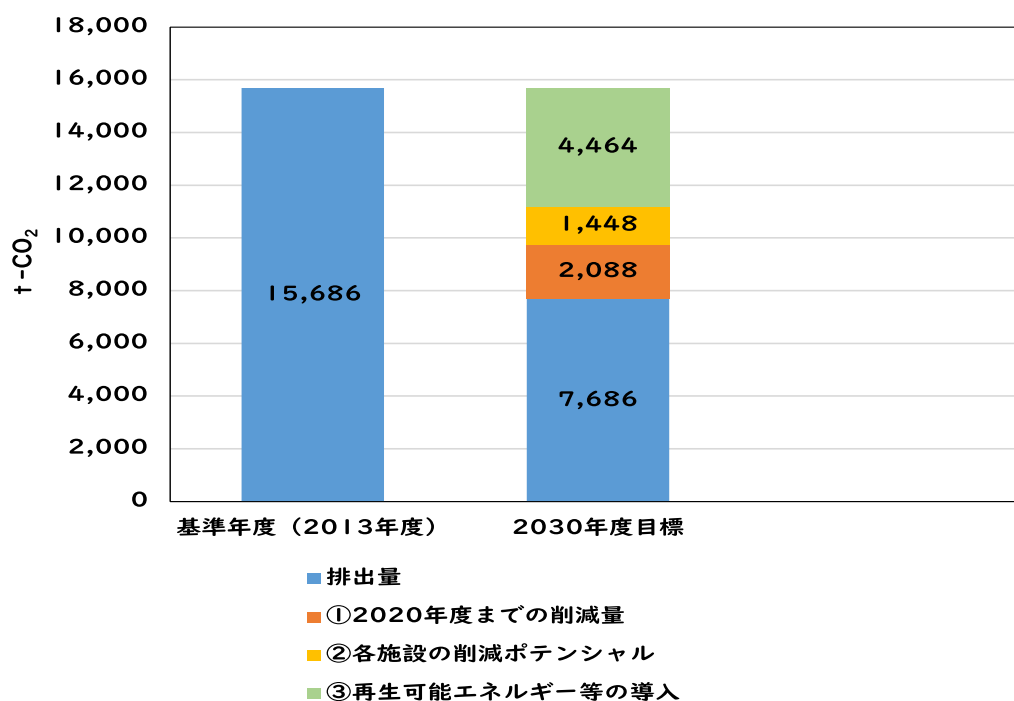
令和5年度の温室効果ガス排出量が13,236 t-CO₂でしたので、今年度（令和6年度）～2030年度までの7年間で削減すべき排出量は、 $13,236 - 7,686 = 5,550$ t-CO₂です。

また、1年間につき $5,550 \div 7 \approx$ およそ **792 t-CO₂の削減**が必要です。



○目標達成へのシナリオ

温室効果ガス排出量を 2030 年度までに基準年度 (2013 年度) 比で 51%削減という目標達成に向け、以下の図のシナリオに沿い、削減に取り組んでいきます。目標達成のため、施設の運用改善や、設備の更新に努め、取り組みを進めます。



不法投棄

○廃棄物の不法投棄防止及び環境美化に関すること

空き缶などのポイ捨て、家庭ごみ、粗大ごみの不法投棄は依然として後を絶ちません。不法投棄ごみは多治見警察署と連携して調査を行い、原因者を特定して撤去を求めています。見つからない場合はやむを得ず市が回収しています。

これら不法投棄に対処するため、「不法投棄監視員」の制度を設け監視活動を実施しています。投棄が多い箇所には、看板・柵等を設置し不法投棄防止に努めています。また、環境美化のため職員による投棄物の回収を行っています。

産業廃棄物の不法投棄や不適正処理対策については、岐阜県東濃県事務所環境課、多治見警察署と連携しパトロール活動等を行っています。

・不法投棄監視員について（令和7年1月現在）

土岐津町	7人	曾木町	3人	合計 38人
下石町	4人	駄知町	6人	
妻木町	3人	肥田町	5人	
鶴里町	3人	泉町	7人	

・不法投棄監視員の職務

- ① 不法投棄防止の監視活動
- ② 不法投棄に関する市への通報・報告
- ③ 不法投棄を行った者、行おうとしている者への指導等

○家電4品目不法投棄に関すること

平成13年4月から施行された「家電リサイクル法」では家電4品目（テレビ、冷蔵庫、エアコン、洗濯機）を廃棄する場合、これらを適切に処理することが求められています。平成21年4月から更に液晶テレビ、プラズマテレビ、衣類乾燥機が追加されました。しかし、法施行以後、適正に処理せず不法投棄されることがしばしばあり問題となっております。不法投棄監視員による監視活動や職員によるパトロール等によりこういった投棄に対して取り組んでいます。

・市が収集処理した不法投棄家電

（単位：台）

品目 年度	テレビ	冷蔵庫	エアコン	洗濯機	合 計
H27	41	8	2	2	53
H28	22	13	2	3	40
H29	18	4	0	6	28
H30	30	13	2	4	49
R1	22	6	1	1	30
R2	34	4	1	3	42
R3	9	5	1	4	19
R4	8	0	0	3	11
R5	17	3	0	2	22

廃棄物処理

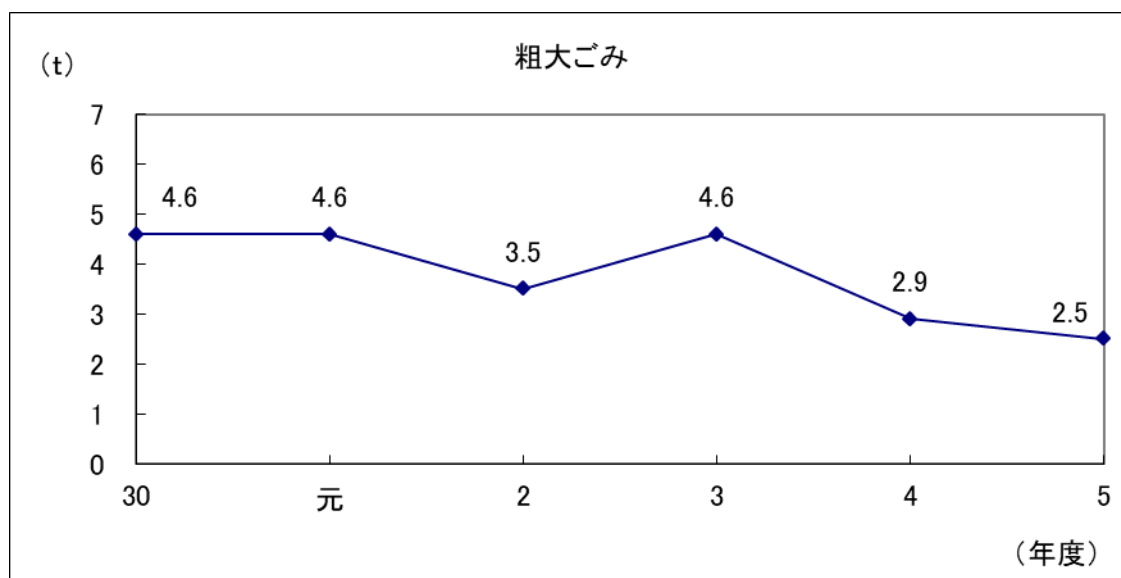
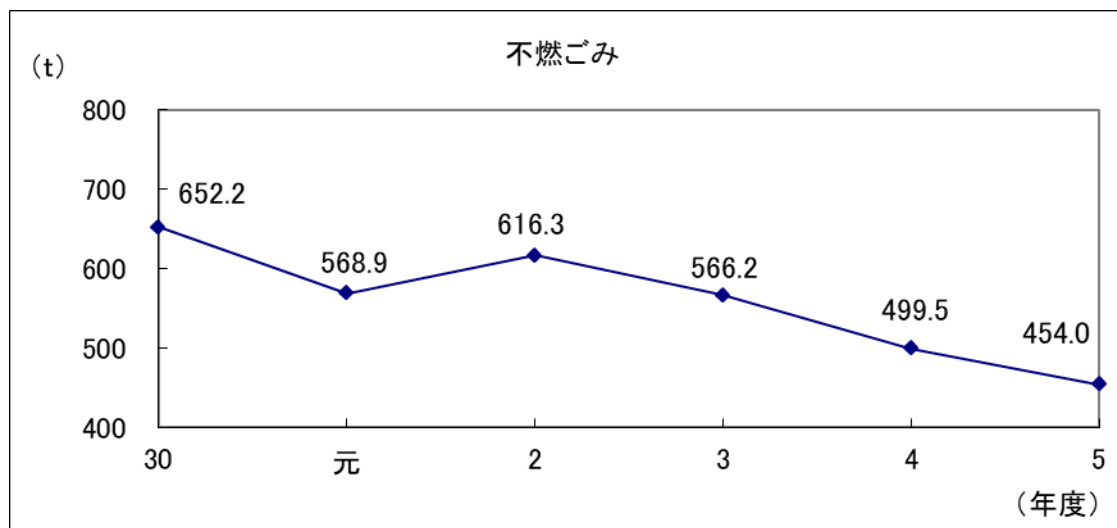
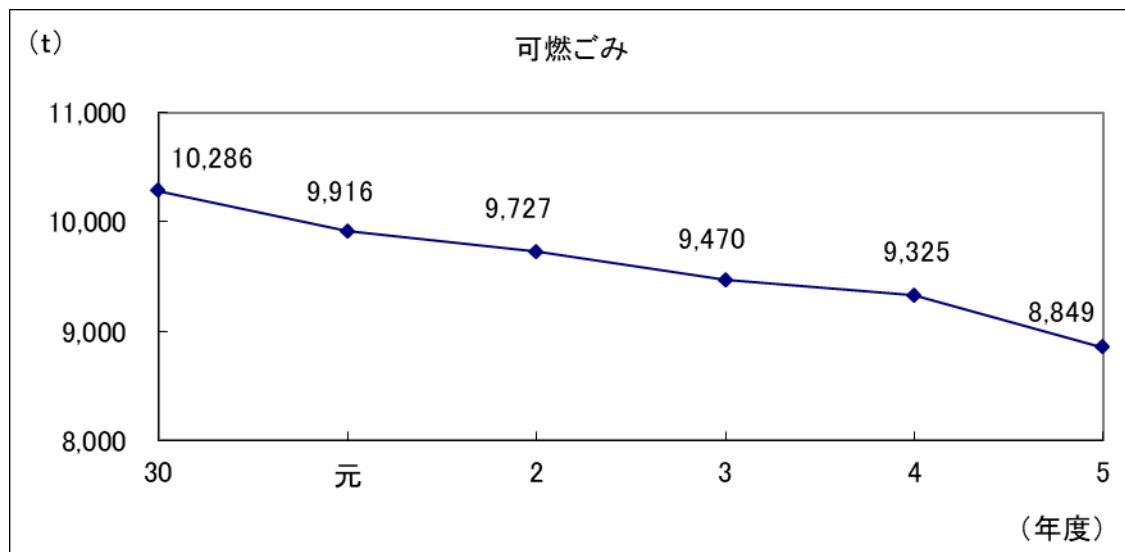
本市では、清潔で快適な生活環境を保持するため、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）」に基づき「土岐市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和 55 年土岐市条例第 10 号）」を制定し、法第 6 条第 1 項の規定により「土岐市一般廃棄物処理計画」を定め、そのうちの「ごみ」について適正な分別・保管・収集・運搬・処理等の事業を行っています。

また、全国に先駆け昭和 55 年から「資源回収方式によるごみ減量化事業」に取り組んでまいりました。対象品目は当初から 5 種類 12 品目と多種目であり、現在では 10 種類 23 品目となっております。

その他、家庭で利用する生ごみ処理機の購入補助金や集団回収奨励金の交付など、減量化・再資源化の促進にも取り組んでおります。

また、産業廃棄物については、地場産業の健全育成の立場から土岐市条例に定めるところにより、一般廃棄物の処理に支障を及ぼさない範囲において取り扱っています。

○ごみ収集量の推移



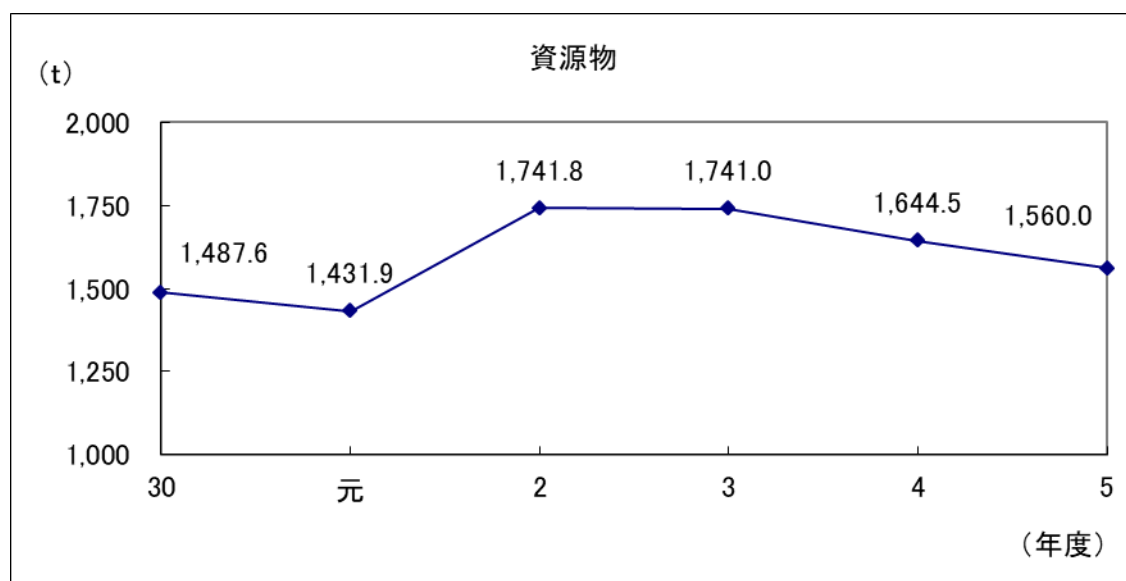
○年度別資源回収量（種類別）

（回収量：kg）

年度	金属類	紙類	繊維類	リターナブル びん類	雑びん類	ペット ボトル	店頭回収計 紙パック・ ペットボトル	合計
R1	118,830	796,770	89,790	0	294,940	131,640	0	1,431,970
R2	121,470	1,073,890	134,990	0	284,990	126,510	0	1,741,850
R3	115,380	1,092,720	125,140	0	278,860	128,900	0	1,741,000
R4	113,180	1,020,710	102,020	0	273,540	135,060	0	1,644,510
R5	101,260	1,007,744	90,210	0	266,560	141,550	0	1,607,324

※回収量：当センターによる直接回収の量

※リターナブルびん類は本数を重量に換算



○減量化等推進事業の状況について

・減量化・資源化事業促進奨励金の交付実績

(単位：千円)

年度	土岐津町	下石町	妻木町	鶴里町	曾木町	駄知町	肥田町	泉町	合計
R1 年度	446	360	358	130	110	450	327	815	2,996
R2 年度	445	365	355	127	110	416	341	827	2,996
R3 年度	467	361	346	130	111	415	342	824	2,996
R4 年度	482	366	351	130	111	412	342	802	2,996
R5 年度	479	357	338	130	109	410	345	829	2,997

※奨励金の配分基準は、予算総額に対し地区基本額(均等割)2割、地区人口按分4割、回収量按分4割で算定

・集団回収奨励金交付実績

(単位：t・千円)

区分 年度	小学校			中学校			その他の団体		
	回収量	売却金	奨励金	回収量	売却金	奨励金	回収量	売却金	奨励金
R1 年度	379	2,697	3,414	416	2,874	3,740	69	438	620
R2 年度	150	577	1,358	207	801	1,865	72	272	597
R3 年度	120	498	1,086	166	663	1,494	71	260	624
R4 年度	164	711	1,482	222	927	1,998	69	297	556
R5 年度	161	745	1,452	185	764	1,667	69	285	579
区分 年度	合計								
	回収量	売却金	奨励金						
R1 年度	864	6,009	7,774						
R2 年度	430	1,650	3,820						
R3 年度	357	1,421	3,204						
R4 年度	455	1,935	4,036						
R5 年度	415	1,794	3,698						

※奨励金単価の推移 平成10年度以降：9円/kg

小学校7校、中学校6校、駄知幼稚園、肥田幼稚園、花園あおぞら保育園、土岐共同保育所たけのこ園、東濃特別支援学校、土岐やまびこ作業所、岐阜県立はなの木苑

※濃南小中学校は中学校で実績を集計

・生ごみ堆肥化・減量化促進補助金交付実績

区分 年度	補助金交付件数				累積台数 合 計	当 該 年 度 補助金交付額
	コンポスト (台)		生ごみ処理機 (台)			金額 (円)
	当該年度	累積台数	当該年度	累積台数		
R1 年度	5	1,036	6	1,851	2,887	106,000
R2 年度	18	1,054	13	1,864	2,918	270,400
R3 年度	8	1,062	15	1,879	2,941	264,200
R4 年度	15	1,066	11	1,878	2,944	210,200
R5 年度	15	1,081	29	1,921	3,002	578,900

※補助金額は、コンポストにあつては購入金額の1/2で限度額は一世帯につき、5,000円

生ごみ処理機にあつては購入金額の1/2で限度額は一世帯につき、20,000円

※累計台数は、コンポストにあつては平成6年度からの台数

生ごみ処理機にあつては平成10年度からの台数

大気環境の保全

1. 大気汚染

大気汚染は、工場・事業場からのばい煙や粉じん、自動車の排出ガス、又はこれらを要因物質として大気中の様々な条件の下で生成される物質などにより引き起こされます。

大気汚染防止法では、汚染の原因となる物質として、主に二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、光化学オキシダント、一酸化炭素及び微小粒子状物質があげられ、環境基準が定められています（有害大気汚染物質を除く）。

2. 大気環境測定

本市には、国道 19 号沿い池ノ上町に自動車排出ガス測定局（土岐自排局）の常時監視測定局が県によって設置され、24 時間自動で大気汚染物質（浮遊粒子状物質、二酸化窒素、一酸化窒素、窒素酸化物、微小粒子状物質、風向、風速、一酸化炭素）を測定しています。

（ア）二酸化硫黄（SO₂）

大気中の二酸化硫黄は、主に重油など石油系燃料に含まれる硫黄分の燃焼により発生するものであり、その主な発生源は、工場・事業場のばい煙発生施設です。

環境基準では、1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ 1 時間値が 0.1ppm 以下であることとされています。

県内 19 測定局で測定した結果、すべての測定局で環境基準を達成しました。

（イ）浮遊粒子状物質（SPM）

浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状の物質のうち粒径 10 μm（μm＝千分の 1mm）以下のものをいいます。自動車の排ガスや工場からのばい煙に加え、微小な黄砂粒子なども含まれるため、黄砂が観測された日に高値を示すことがあります。

令和 5 年度の浮遊粒子状物質の測定濃度の年平均値は、0.012 mg/m³で、環境基準を満たしていました。

令和 5 年度 浮遊粒子状物質の測定結果（測定場所：土岐自排局）

月	有効測定 日数	測定時間	年平均値 (mg/m ³)	1 時間値が 0.2 mg/ m ³ を超えた時間	日平均値が 0.1 mg/ m ³ を超えた日数	1 時間値の 最高値 (mg/m ³)	日平均値の 2%除外値 (mg/m ³)
4	30	719	0.016	0	0	0.082	0.028
5	31	743	0.013	0	0	0.060	0.024
6	30	718	0.015	0	0	0.062	0.030
7	31	743	0.018	0	0	0.059	0.031
8	31	742	0.015	0	0	0.049	0.024
9	30	719	0.014	0	0	0.062	0.022
10	28	689	0.009	0	0	0.110	0.015
11	30	719	0.009	0	0	0.039	0.026
12	31	743	0.007	0	0	0.058	0.016

1	31	742	0.005	0	0	0.043	0.009
2	29	689	0.007	0	0	0.029	0.015
3	31	743	0.011	0	0	0.040	0.027
合計	363	8,709	0.012	0	0	0.110	0.031

年間有効測定 日数	1時間値の最高値 (mg/m ³)	年平均値 (mg/m ³)	1時間値が0.2mg/ m ³ を超えた時間	日平均値が0.1mg /m ³ を超えた日数	環境基準
363	0.110	0.012	0	0	1時間値の1日 平均値が0.1mg /m ³ 以下であり、 かつ、1時間値 が0.2mg/m ³ 以 下であること

資料＝令和6年 岐阜県環境白書

(ウ) 窒素酸化物 (NO_x)

窒素酸化物は、物の燃焼に伴い大気中や燃料中の窒素分が酸化されて発生する物質で、代表的なものは、一酸化窒素 (NO) と二酸化窒素 (NO₂) です。発生源としては、固定発生源である工場・事業場のばい煙発生施設及び移動発生源である自動車などがあります。

令和5年度 一酸化窒素濃度測定結果 (測定場所：土岐自排局)

年間有効測定 日数	1時間値の最高値 (mg/m ³)	年平均値 (mg/m ³)	環境基準
363	0.063	0.006	環境基準なし

令和5年度 二酸化窒素濃度測定結果 (測定場所：土岐自排局)

年間有効測定 日数	1時間値の最高値 (mg/m ³)	年平均値 (mg/m ³)	1時間値が0.2ppm を超えた時間数	日平均値が 0.06ppmを超 えた日数	環境基準
363	0.036	0.009	0	0	1時間値の1日平均 値が0.04ppm～ 0.06ppmまでのゾ ーン内またはそれ 以下であること

資料＝令和6年 岐阜県環境白書

(エ) 光化学オキシダント (O_x)

光化学オキシダントは、窒素酸化物や炭化水素類が紫外線を受けて光化学反応を起こし、二次的に生成される酸化性物質で、光化学大気汚染 (いわゆる光化学スモッグ) の原因物質とされ、その発生は気温、風向、風速、日射量等の気象条件に大きく左右されます。

光化学オキシダントが高濃度になると、目の刺激、のどの痛みあるいは呼吸困難といった被害が発生することがありますが、ほとんどが比較的軽症で一過性のものです。

環境基準は1時間値が0.06ppm以下となっており、1時間値が0.1ppmを越えると光化学スモッグ予

報が発令され、0.12ppm を超えると光化学スモッグ注意報が発令されます。

大気汚染（光化学スモッグ）注意報等が発令された場合

- ・被害防止のために屋外での活動を中止するとともに、外出はできるだけ避けてください。
- ・眼、のどなどに刺激を感じたときは、洗顔やうがいをしてください。
- ・自動車の使用はできるだけ控えてください。
- ・洗濯物は通常どおり屋外に干しても問題ありません。

なお、光化学スモッグは紫外線の弱い冬、太陽が出ていない雨の日や夜間には発生しません。

令和5年度 光化学スモッグ予報・注意報発令状況（測定場所：笠原測定局）

	基準値	発令日
予報	0.10ppm 以上	令和5年6月19日
注意報	0.12ppm 以上	なし
警報	0.40ppm 以上	なし

資料＝令和6年 岐阜県環境白書

（オ）一酸化炭素（CO）

一酸化炭素は、物の不完全燃焼により生ずるものであり、その発生源は大部分が自動車排出ガスによるものです。

令和5年度 一酸化炭素濃度測定結果（測定場所：土岐自排局）

年間有効測定 日数	1時間値の最高値 (mg/m ³)	年平均値 (mg/m ³)	8時間値が20ppmを 超えた回数	日平均値が 10ppmを超 えた日数	環境基準
364	0.7	0.2	0	0	1時間値の1日平均 値が10ppm以下で あり、かつ、1時間 値の8時間平均値 が20ppm以下であ ること

資料＝令和6年 岐阜県環境白書

（カ）微小粒子状物質（PM_{2.5}）

微小粒子状物質（PM_{2.5}）とは、大気中に浮遊する粒子状の物質であって、粒径が2.5μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいいます。発生源としては、ディーゼルエンジン、工場・事業場での燃料の燃焼などからの一次粒子（粒子の形で大気中に排出されたもの）と、ガス状で排出された大気汚染物質が大気中での化学反応により粒子化した二次粒子があります。

令和 5 年度 微小粒子状物質 (PM2.5) 濃度測定結果 (測定場所：土岐自排局)

年間有効測定 日数	1 時間値の最高値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	年平均値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日 数	1 時間平均値 が $70\mu\text{g}/\text{m}^3$ を 超えた時間数	環境基準
302	118	6.3	0	0	1 年平均値が $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、 かつ、1 日平均値 が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下 であること

資料＝令和 6 年 岐阜県環境白書

水質汚濁

1. 土岐市の現状

土岐川は、かつて陶磁器関連工場からの排水で真っ白に濁っていました。しかし、昭和 40 年代半ば以降、水質汚濁防止法や岐阜県公害防止条例等の法令の整備が進み、水質が改善されました。生活排水対策としては、下水道の整備や合併処理浄化槽の設置が進められています。

公共下水道の整備状況（令和 6 年 3 月末現在）

行政区域人口（千人）（A）	処理区域人口（千人）（B）	普及率（％）（B）／（A）
54.7	46.2	84.6

2. 土岐川水系河川水質調査

生活環境の保全に関する項目についての環境基準は、河川の利用目的、水質汚濁の状況等により、各水域に A から E までの類型を指定し、類型ごとに pH（水素イオン濃度）、DO（溶存酸素量）、BOD（生物化学的酸素要求量）、SS（浮遊物質）及び大腸菌群数の 5 項目についての基準値が定められています。

○令和 5 年度 公共用水域の水質測定結果（年平均）

測定地点 \ 項目	類型	BOD (mg/L)	SS (mg/L)
〈庄内川水域〉			
瑞浪大橋	A	0.9	2
天ヶ橋	B	1.4	3
三共橋	B	1.0	
〈支流〉			
小里川（はら子橋）	B	0.8	5
肥田川（肥田橋）	B	0.9	2
妻木川（御幸橋）	B	1.0	5
笠原川（桜橋）	A	0.8	4

資料＝令和 6 年 岐阜県環境白書

騒音 ・ 振動

1. 騒音・振動問題

騒音とは、人に不快感を与える「好ましくない音」「望ましくない音」の総称ですが、心理的要因が強く、個人個人の主観によって、その受け取り方が異なる感覚公害です。私たちは、さまざまな音の中で生活しており、騒音公害（工場騒音・建設作業騒音・交通騒音・近隣騒音等）は、いつでもどこでも発生する可能性をもっているため、各種公害のなかで、もっとも市民生活に関係の深い公害といえます。

振動公害は、騒音と併発することが多く、工場など発生源の規制に合わせ、土地利用などの適性化についても考慮の必要があります。

また、騒音規制法及び岐阜県公害防止条例、振動規制法により、特定施設・特定建設作業が指定され、規制されています。

2. 環境騒音定点観測

本市では、県と協力して住宅地周辺における環境騒音を調査するため、年に1回、市内3箇所における環境騒音定点観測を実施しています。

○一般環境騒音（一般地域）の調査結果

測定場所	地域類型	騒音規制法の 区域区分	測定時間	等価騒音レベル（dB）	
				R4	R5
[旧土岐市文化会館] 泉町久尻 1263	A	第2種	9:00～11:30	42.3	42.6
			13:30～17:00	49.0	47.8
[東公園] 泉町大富 213-1	B	第2種	9:00～11:30	51.4	40.7
			13:30～17:00	41.8	42.2
[ゲートボール場] 肥田町肥田 2034	C	第3種	9:00～11:30	43.7	43.0
			13:30～17:00	40.3	50.1

○令和6年度 自動車騒音常時監視に係る騒音調査結果

測定対象道路	測定地点	測定時間	等価騒音レベル（dB）
中央自動車西宮線	土岐市泉町河合	昼間 6～22	58
		夜間 22～6	57
多治見恵那線	土岐市下石町	昼間 6～22	69
		夜間 22～6	61
土岐市停車場細野線	土岐市肥田浅野朝日町	昼間 6～22	68
		夜間 22～6	60

悪 臭

1. 悪臭

悪臭は「人に不快感・嫌悪感を与えるものであって、一般に低濃度分の複合臭であり、人の嗅覚に直接訴え、生活環境を損なうおそれのあるにおい」とされており、その原因物質としては数十万種類存在するとされています。

悪臭防止法では、工場・事業場から排出される悪臭について 22 物質を指定して、これらについて敷地境界上の濃度で規制するほか、排出口・排出水についても規制しています。

2. 現状

悪臭の発生源は、工場・事業場における生産活動のほか、商店・飲食店・日常生活に伴うものなど多種多様です。臭いは、人によって感じ方に違いがあるため、規制をすることが非常に難しい問題です。

土 壌 汚 染

土壌汚染の多くは、鉱山や工場等からの排水による水質汚濁や、ばい煙等による大気汚染に伴って発生します。

ダイオキシン類

ダイオキシン類は、発がん性、催奇形性等の毒性が指摘されている化学物質であり、微量でも人に有害は影響をもたらすため、その環境汚染に対しては社会的関心が高いです。

本市では、土岐市環境センターにおいて、毎年ダイオキシン類検査を実施しています。基準値を超えるダイオキシン類は、確認されていません。

焼却施設の煙突から排出されたダイオキシン類の測定結果

施設名	測定箇所	測定値	基準値
環境センター (令和5年度)	1号炉	0.25ng-TEQ/m ³ N	1ng-TEQ/m ³ N
	2号炉	0.34ng-TEQ/m ³ N	
	3号炉	0.12ng-TEQ/m ³ N	

最終処分場から排出されたダイオキシン類の測定結果

最終処分場

項目	管理型放流水	安定型浸出水	基準値
水質中の ダイオキシン類濃度 (令和5年度)	2.1pg-TEQ/L	0.012pg-TEQ/L	10pg-TEQ/L

最終処分場周縁地下水

項目	最終処分場 周縁地下水（東）	最終処分場 周縁地下水（西）	基準値
水質中の ダイオキシン類濃度 (令和5年度)	0.11pg-TEQ/L	0.18pg-TEQ/L	1pg-TEQ/L

その他資料

○市内E工場(環境配慮事業所)登録事業所

岐阜県環境配慮事業所（E工場）とは、事業所が環境保全への自主的かつ積極的な取組を促し、地域の環境を向上するための制度です。公害防止対策及び化学物質の適正管理をはじめ、廃棄物処理・リサイクル対策、二酸化炭素削減等地球環境保全対策、緑化への取組み及び地域の環境保全活動への協力・支援などに適合する事業所が登録されています。

事業所名
神明リフラックス（株）

令和6年3月末現在

○特定施設の届出状況（令和6年3月末現在）

・ばい煙及び粉じん発生施設の届出状況

大気汚染防止法に基づくもの				岐阜県公害防止条例に基づくもの			
ばい煙発生施設		粉じん発生施設		ばい煙発生施設		粉じん発生施設	
事業所数	施設数	事業所数	施設数	事業所数	施設数	事業所数	施設数
97	166	3	7	0	0	68	261

資料＝令和6年 岐阜県環境白書

・水質汚濁防止法に係る特定事業場数

業 種	事業場数
畜 産	4
食 品	20
製 紙	1
出 版	2
化 学	3
生コンクリート	3
窯 業	58
	4
機 械	3
表面処理	4
メッキ	1
	1
旅 館	27
洗たく業	11
車両洗浄	45
試験研究機関	6
し尿処理	18
	9
下 水 道	1
	1
そ の 他	8
	1
計	215
	17

・岐阜県公害防止条例に係る特定事業場数

業 種	事業場数
写真製版	1
スプレー式施釉施設	15
	5
段ボールのり付け	2
	2
畜 産	10
給 油 所	84
吹付け塗装	
計	112
	7

※下段は排水基準適用特定事業場数

資料＝令和6年 岐阜県環境白書

・騒音規制法・岐阜県公害防止条例に係る特定施設届出状況

騒音規制法					岐阜県公害防止条例				
特定施設名	特定工場総数		特定施設総数		特定施設名	特定工場総数		特定施設総数	
	R4	R5	R4	R5		R4	R5	R4	R5
金属加工機械	9	9	137	140	研磨機	2	2	84	84
空気圧縮機等	61	62	689	693	空気圧縮機等	1	1	1	1
土石用破砕機等	23	24	221	223	窯業用バーナー	3	3	117	117
木材加工機械	10	10	24	26	紙工機械	1	1	1	1
印刷機械	7	7	17	17	合成樹脂粉砕機	1	1	7	7
合成樹脂用射出成形機	2	2	33	41	高速切断機	1	1	11	11
鋳型製造機	1	1	3	3	走行クレーン	19	21	326	332
					クリーニングター	23	23	104	111
					冷凍機	31	32	470	473
					タイル成形用プレス	7	8	58	59
合 計	113	115	1,124	1,143	合 計	89	93	1,179	1,196

・振動規制法に係る特定施設届出状況

特定施設名	特定工場総数		特定施設総数		特定施設名	特定工場総数		特定施設総数	
	R4	R5	R4	R5		R4	R5	R4	R5
金属加工機械	6	6	127	127	印刷機械	4	4	10	10
圧縮機等	48	49	272	279	木材加工機械	1	1	1	1
破砕機等	22	23	229	231	合成樹脂用射出成形機	2	2	39	41
コンクリートブロッカマシン等	1	1	1	1	鋳型造機	1	1	3	3
合 計						85	87	682	693

○ 土 岐 市 民 憲 章

わたしたちは 長い歴史と伝統をもつ「土と炎」の土岐市民です。

わたしたちのまち は 先人の創造と努力によってきずかれ、世界と結ぶ「美濃焼のまち」として発展してきました。

わたしたちは 土岐市民であることに誇りをもち、文化の香り高い産業都市へのしるべとして市民憲章を定めます。

- | | | |
|---|--------|-----------------|
| 1 | 自然を愛し | 美しい土岐市をつくりましょう |
| 1 | きまりを守り | 明るい土岐市をつくりましょう |
| 1 | 健康で働き | 豊かな土岐市をつくりましょう |
| 1 | 教養を高め | 伸びゆく土岐市をつくりましょう |
| 1 | 力を合わせ | 住みよい土岐市をつくりましょう |

○ 環 境 保 全 都 市 宣 言

現在、私たち人類はかつてない環境危機に直面していると言ってよい。そして、地球的規模でみた環境破壊をめぐる問題は、ますます多様化・複雑化・広域化の様相を呈してきており、人類の生存基盤を脅かす地球環境問題は地球温暖化に象徴されるように喫緊の課題となっている。環境問題を語るとき「シンク・グローバリー、アクト・ローカリー」（地球規模で考え、地域で行動する）というスローガンに込められた意味を問い直し、いまこそ自分達の足元である地域社会での環境保全の取組みが強く求められている。

地球環境の現状は、環境保全に対する市民意識の高まり等から全般的に改善されてきたが、近年の都市化の進展等に伴い生活排水による河川の水質汚濁や廃棄物問題などの「都市・生活型公害」が顕在化している。

土岐市では将来都市像の基本となる「第四次総合計画」に基づいて、市民の生活環境や福祉の向上を目指し、「人と地球にやさしく、ゆとり・うるおいを享受できる快適で安全な都市空間づくり」を進めていくこととしている。したがって、開発と調和した森林緑地の保全と創出を図るとともに、放射性廃棄物を市内へ持ち込ませないこと、廃棄物の不法投棄・不適正処理及び水・大気の汚濁を防止すること等、市民一人ひとりが快適で安全な生活環境を享受できるよう、ここに環境保全都市を宣言する。（平成9年12月24日 宣言）

土岐市の環境

発 行 令和7年4月
編 集 土岐市土岐津町土岐口 2101
土岐市役所 生活環境課
TEL (0572) 54-1111
(内線 171)
<http://www.city.toki.lg.jp/>